

学生・教職員における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的方針にもとづく本学の対策について

- ① 以下は、本学における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な事項の実施について、教職員・学生ひとり一人が具体的に行動できるように対策することを目的としています。
- ② 対策項目の中には、現状で本学においては実施に困難がともなうものがあるかもしれませんが、全教職員・学生は危機意識を共有して、確実な実施に向けて協働することが何より大切です。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本学は「新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「対策本部」）を設置して積極的に対策に取り組むとともに、このことを全教職員・学生に周知します。

1 感染防止のための基本的な対策

(1) 咳エチケットの徹底について ※別紙1

○くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれないので、次の点に留意してください。

- ①マスクの着用、②マスクがない時は、ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う、③とっさの場合は、着衣の袖で口・鼻を覆う

(2) 手洗い等の徹底について 別紙2

○こまめな手洗いは感染症予防の基本です。石鹸やアルコール消毒液で手指の指先から始め、手首までの手洗い・消毒を心がけます。特に、食事前・調理前・トイレ使用後は必ず行ってください。禁煙指導室の利用者は、入室前にも行ってください。また、洗っていない手で目・鼻・口などを触らないようにします。

○人が手でよく触れる共用箇所については、あらかじめ定期的に拭き取り・消毒を行います。また、これらに触れたときは、手洗い・消毒を行ってください。

(3) 日常的な健康状態の確認

○登校・出勤前に自宅で体温を確認してください。自宅で確認できないときは、保健室で体温計が使用できます。

○毎日の始業に際して、上長・授業担当教員から日々の体調（風邪症状や発熱の有無等）を確認します。また、風邪症状や発熱があればすみやかに上長・授業担当教員に報告してください。

(4) その他の対策について

○教職員は、長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないよう注意してくだ

さい。学科等や事務局各部課の責任者は、業務の繁閑の状況や教職員の体調等について、異常の有無等を総務部総務課まで報告してください。

- 十分な栄養摂取と睡眠の確保について、各自で日ごろから意識するようにしてください。

2 クラスターの発生防止のための対策

(1) 基本的な対策

- ①換気の悪い密閉空間, ②多くの人が密集, ③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす学内行事等を行わないこととします。また学外においても絶対に参加しないでください。

(2) 換気の悪い密閉空間の改善

- 校舎等の機械換気(空気調和設備, 機械換気設備)については, ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていますので活用してください。
- 校舎等の窓が開く場合, 1時間に2回程度, 窓を全開して換気することとします。事務局各部課の責任者, 校舎内各室の使用責任者, 授業担当教員等はその旨指示する等して実行してください。
- 電車等の公共交通機関や送迎バスの利用に際しては, 窓開けに協力してください。

(3) 多くの人が密集する場所の改善

- 遠隔授業の導入について現在検討中です。システム試行の開始について総務部総務課から連絡しますので, 検証作業にご協力ください。
- 教員の在宅勤務・テレワークについては, 業務上の支障がなく, 出勤やオフィスでの勤務に感染リスクが生じる場合等には実施してください。詳細は, 総務部総務課にお問合せください。
- 職員については, 感染防止対策をとったうえで原則勤務することとします。ただし, 出勤することが本人及び学内の感染リスクを高める場合, 及び子供の保育や介護のために出勤に制約が生じる場合等は, 総務部総務課にご相談ください。
- 業務の状況により, 時差出勤や自転車通学・通勤が可能であれば積極的に活用してください。
- 人が集まる形での会議等はなるべく避けることとしますが, 会議を行うときは感染防止の対策を十分にしたうえで行うこととします。
- 対面での会議やミーティングを行う場合は, 人と人の距離を2メートル以上取るようにします。
- 海外への渡航は, 国・地域を問わず当分の間, 禁止します。
- 人が集まる場所や感染拡大地域への国内旅行や出張は, 真に必要な場合を除いて原則禁止します。
- 学生食堂等での感染防止のため, 密集とならないよう座席数を減らします。教職員

の昼休み等の休憩時間にも時差を持たせるようにしてください。

○禁煙指導室は当面同時入室人数を制限します。

(4) 近距離での会話や発声の抑制

○教室内での対面授業・事務局内・研究室内では、人と人との間の距離をなるべく保持するようにしてください。

○学生等のキャンパス内立入禁止期間中は、学生も総務部総務課で必ず受付してください。

○人と人との接触は可能なものは避けるようにしてください。外来者、顧客、取引先との対面での接触は、減らすように努めて、電話・メール等で済む要件は対面ではないようにしてください。

○対面授業や近距離での会話・発声となる場面では、マスクを着用することとします。マスクの持ち合わせがない教職員・学生に対しては、総務部総務課及び保健室でマスクを配付しますので利用してください。

3 風邪症状が出た場合等の対応

○風邪症状等が出た場合は、「登校・出勤しない・させない」を全教職員・学生が厳守してください。

○「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」は次のとおりです。

・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合
(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)

・強いだるさや息苦しさがある場合

○相談は、各県の「帰国者・接触者相談センター」に電話します(24 時間対応)。

本学の最寄りの相談先は次のとおりです。

・各務原市：岐阜保健所 電話 058-380-3004

・岐阜市：岐阜市保健所 地域保健課 電話 058-252-7191

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応

(1) 陽性者等に対する不利益な取扱い、差別禁止の明確化

○新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、就学や就業上の不利益な取扱いを受けないことを本学の基本的方針として定めています。

○全教職員・学生は、新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した者に対して絶対に差別的な取扱いをしてはいけません。

(2) 陽性者等が出た場合の把握

○新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、すみやかに担任教員・上長に電話、メール等により連絡してください。

○新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、

保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、すみやかに担任教員・上長に電話、メール等により連絡してください。

- 新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を取りまとめる学内の部署は総務部総務課とし、総務部長が責任者となります。また、これらの情報を取り扱う部署は総務部総務課及び対策本部の範囲内とします。
- 新型コロナウイルス感染症に陽性である者及び濃厚接触した者が学内にいた場合の本学の対応は、すべて対策本部が一元的に統括します。

(3) 学生の公欠に関する対応

- 学生で、陽性者・濃厚接触者と判断された場合は公欠とします。
- 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」は発熱や体調不良等が4日以上続くこととされていますが、学生で新型コロナウイルス感染症の可能性が疑われる場合は、発熱や体調不良等による欠席の1日目から公欠として取扱いします。学生の皆さんは、風邪症状等が出た場合は必ず担任教員等に連絡してください。風邪症状等にもかかわらず登校することは絶対にしないでください。

(4) その他の対応

- 濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」は各都道府県に設置されています。岐阜県は別紙3のとおりです。
- 教職員・学生が、新型コロナウイルスの学内感染状況及び陽性者・濃厚接触者等に関して対策本部から公式発表される以外のことを、SNS を利用するなどして発信することは固く禁止します。

※不明な点がありましたら、次の総務部総務課にお問い合わせください。

- ・大学：058-389-2200（代） ※平日9：00～18：00
- ・短期大学部：058-382-1148（代） ※平日9：00～18：00

R2.4.10 v. 3.1 版

感染症対策へのご協力をおねがいします

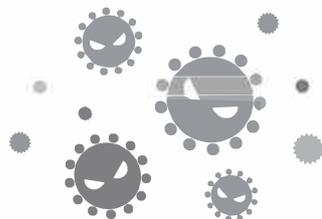
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



手洗いで感染症予防

手指消毒薬



流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。

画像出典：厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.htm>)

手指消毒の手順

出典：「日本環境感染学会教育ツールVer.3.1より引用」

- 1 消毒薬約3mLを手のひらに取ります(ポンプを1回押すと霧状に約3mLです)。
- 2 初めに両手の指先に消毒薬をすりこみます。
- 3 次に手のひらによくすりこみます。
- 4 手の甲にもすりこんでください。
- 5 指の間にもすりこみます。
- 6 親指にもすりこみます。
- 7 手首も忘れずにすりこみます。乾燥するまでよくすりこんでください。

指先から消毒するのがポイントです。

とくに
食事前や調理前、
トイレ使用後には
手洗いを！



岐阜県の新型コロナウイルス感染症に関する
帰国者・接触者相談センター窓口一覧

所管区域	保健所等	電話番号
羽島市・各務原市・ 山県市・瑞穂市・本巣市・ 羽島郡・本巣郡	岐阜保健所	058-380-3004
大垣市・海津市・養老郡・ 不破郡・安八郡・揖斐郡	西濃保健所	0584-73-1111 (内線273)
関市・美濃市・郡上市	関保健所	0575-33-4011 (内線360)
美濃加茂市・可児市・ 加茂郡・可児郡	可茂保健所	0574-25-3111 (内線358)
多治見市・瑞浪市・土岐市	東濃保健所	0572-23-1111 (内線361)
中津川市・恵那市	恵那保健所	0573-26-1111 (内線258)
高山市・飛騨市・下呂市・ 大野郡	飛騨保健所	0577-33-1111 (内線328)
岐阜市	岐阜市保健所 地域保健課	058-252-7191